

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

平成十九年四月十日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～三（略）

四、育児休業給付の給付率の引上げについては、今後、暫定措置期間が終了する平成二十二年度以降の継続について、その在り方（育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金の在り方を含む。）を検討するとともに、育児休業給付を受けた期間を、基本手当の算定基礎期間から除外することについて、周知・徹底に努めること。また、育児休業については、取得率が低い中小企業に対し、雇用安定事業の助成金制度を活用するなど、取得促進のための対策を充実強化すること。

五～八（略）

右決議する。

## 育児休業給付の支給状況

(単位：人、千円)

	初回受給者数		支給金額			
		男	女		男	女
平成15年度	103,478	459	103,019	76,329,646	200,903	76,128,743
平成16年度	111,928	512	111,416	82,777,120	234,251	82,542,870
平成17年度	118,339	714	117,625	89,542,194	271,742	89,270,451
平成18年度	131,542	978	130,564	95,607,258	372,003	95,235,255
平成19年度	149,054	1,230	147,824	120,942,675	504,246	120,438,429
平成19年9月	11,071	95	10,976	7,549,167	34,561	7,514,606
10月	13,928	131	13,797	14,473,412	59,568	14,413,844
11月	12,925	99	12,826	12,965,290	50,803	12,914,487
12月	12,809	103	12,706	11,216,080	44,293	11,171,787
平成20年1月	13,622	95	13,527	10,739,402	42,834	10,696,569
2月	13,874	107	13,767	11,052,525	45,668	11,006,857
3月	13,257	113	13,144	11,378,933	52,628	11,326,305
4月	12,255	111	12,144	11,715,966	48,745	11,667,221
5月	13,267	114	13,153	12,211,535	50,371	12,161,164
6月	12,951	114	12,837	10,453,976	46,166	10,407,810
7月	13,496	109	13,387	11,057,219	46,853	11,010,365
8月	12,822	86	12,736	10,587,507	42,302	10,545,205
9月	13,222	113	13,109	10,905,058	45,966	10,859,093

(注1) 初回受給者数は、基本給付金に係る最初の支給を受けた者の数である。

(注2) 支給金額は、基本給付金と職場復帰給付金の合計額であり、業務統計値である。

育児休業給付初回受給者の職場復帰給付金受給状況（特別集計）

（単位：人）

	① 初回受給者	② 職場復帰給付金受給者	③ 職場復帰率 ( ② / ① )
平成15年度	103,332	86,419	83.6%
平成16年度	111,801	94,019	84.1%
平成17年度	118,176	99,627	84.3%
平成18年度	131,426	109,570	83.4%

（注）各年度における基本給付金初回受給者について、平成20年9月24日現在の状況を特別に調査したものである。

# 雇用保険の積立金・雇用安定資金について(労働保険特別会計)

## 雇用保険の積立金とは

- 雇用保険は、景気・雇用情勢の変動に支出水準が大きく影響。不況期と好況期では2倍の差。

支出額：平成11年度 約2兆7,800億円 平成19年度 約1兆4,900億円

- 積立金は、好況期に資金を積み立て、不況期にこれを財源として活用する目的で将来の給付費を積み立てるものであり、雇用情勢が悪化した際にも安定した給付を行うため不可欠。

積立金残高：平成5年度 約4兆7,500億円 平成14年度 約4,100億円 平成19年度 約4兆8,800億円

【雇用保険の決算上の剰余として積み立てられる積立金は、全額労使折半の保険料。】

## 雇用安定資金とは

- 景気・雇用情勢が悪化したときには、雇用保険二事業による機動的・集中的な雇用対策が必要。

雇用保険二事業支出：平成12年度 約6,000億円 平成13年度 約5,800億円 (平成19年度 約3,200億円)

- 雇用安定資金は、不況期に機動的な雇用対策を講ずることができるよう、将来の雇用対策費を平常時に資金として安定的に積み立てておく仕組み。

【雇用保険二事業は全額事業主負担の保険料で運営。雇用安定資金も当該保険料を積み立て。】

## 雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険料率は、原則19.5/1000（失業等給付分:16/1000(労使折半)、二事業分:3.5/1000(事業主負担)）
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が引き下げ可能。（弾力条項）

### 失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}}$$

⇒ 保険料率  
引き下げ可能  
(→12/1000まで)

※ 18年度決算額による計算 = 4.37 → 平成20年度の保険料率を12/1000まで引下げ

※ 19年度決算額による計算 = 4.52 → 平成21年度の保険料率について、12/1000まで引き下げることが可能

### 雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}}$$

⇒ 保険料率  
引き下げ  
(→3/1000まで)

※ 18年度決算額による計算 = 1.72 → 平成20年度の保険料率を3/1000まで引下げ

※ 19年度決算額による計算 = 1.95 → 平成21年度の保険料率について、3/1000まで引き下げることが必要

## 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
収 入	19,254	18,187	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214
支 出	13,475	16,127	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917
差 引 剰 余	5,779	2,061	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,944	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297
積 立 金 残 高	45,466	47,527	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	41,535	48,832

(注) 1. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が含まれている。

2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

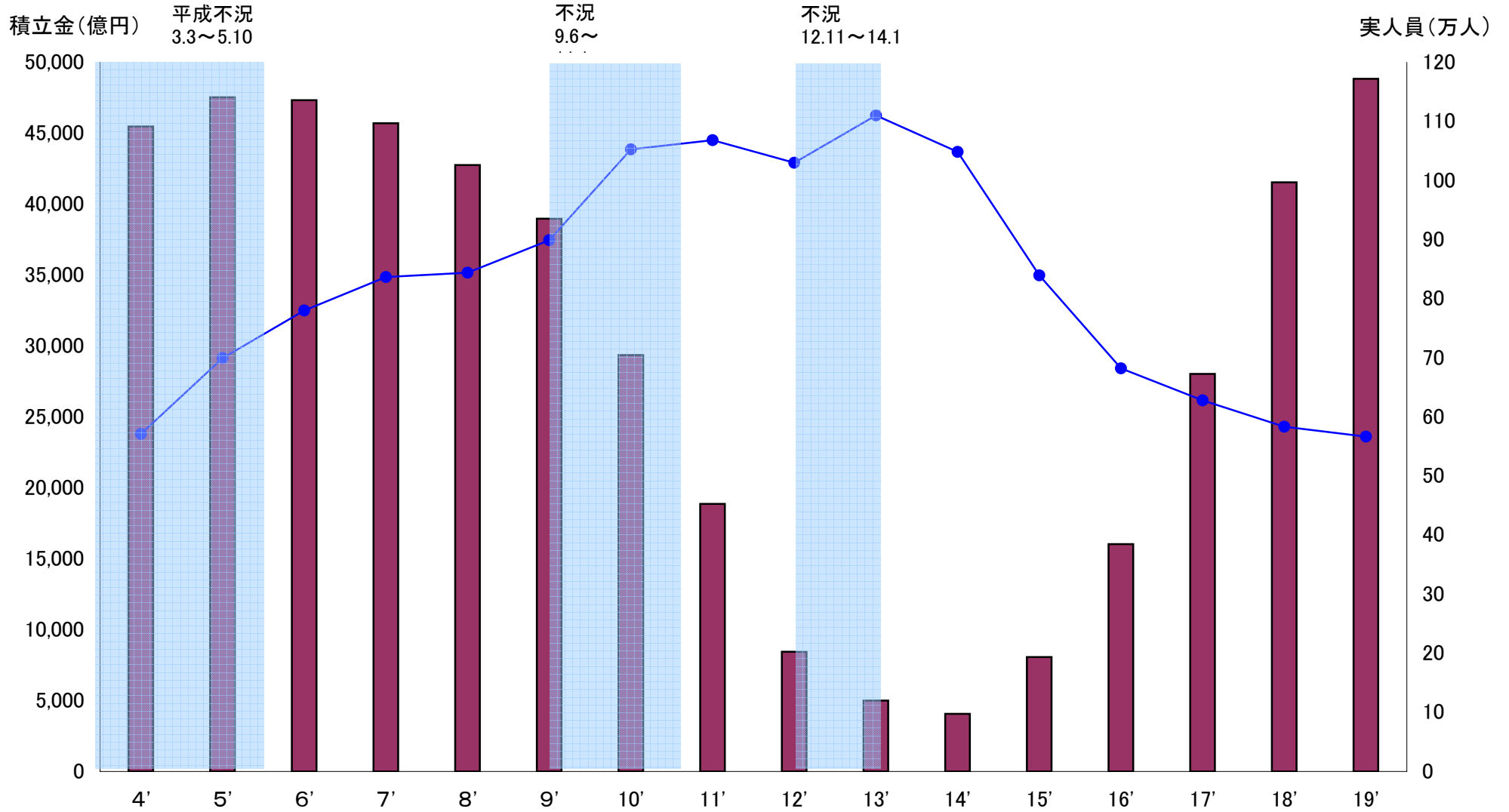
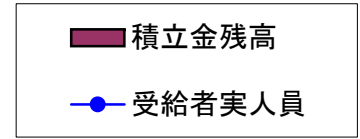
# 雇用保険二事業（三事業）関係収支状況

（単位：億円、％）

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入	5,081	5,123	5,132	5,193	5,134	5,254	5,391	5,401	4,861	5,168
支 出	5,770	4,124 ( 71.5)	5,073	3,892 ( 76.7)	4,771	3,683 ( 77.2)	4,167	3,578 ( 85.9)	3,563	3,195 ( 89.7)
雇用安定事業	2,772	1,689	2,400	1,557	2,225	1,481	1,794	1,448	2,088	1,846
能力開発事業	1,766	1,509	1,537	1,432	1,482	1,395	1,409	1,345	1,363	1,294
雇用福祉事業 <small>(注1)</small>	1,052	917	1,006	893	945	798	873	773	—	—
支出のうち助成金	2,698	1,504 ( 55.7)	2,215	1,345 ( 60.7)	2,030	1,265 ( 62.3)	1,619	1,261 ( 77.9)	1,194	983 ( 82.3)
差 引 剰 余	▲ 689	999	60	1,301	362	1,571	1,223	1,823	1,298	1,972
安 定 資 金 残 高		4,010		5,312		6,883		8,706		10,679

- （注） 1. 雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置として、平成19年度予算51億円、決算44億円が計上されている。
2. 予算の「支出」には、予備費（15' 170億円、16' 120億円、17' 110億円、18' 80億円、19' 50億円）が計上されている。
3. ( ) 内は、それぞれ予算に対する執行率である。
4. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 積立金残高と受給者実人員の推移





# 「生活対策」 (抄)

平成 20 年 10 月 30 日 新たな経済対策に関する  
政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

## 第 2 章 具体的施策

### ＜第 1 の重点分野＞生活者の暮らしの安心

#### 1. 家計緊急支援対策

◇勤労者の生活・消費を支える「賃金引上げ」の環境づくりを進める。そのため、国民の負担軽減の観点から、積立金残高の状況を踏まえ、セーフティネット機能の強化と併せて、「雇用保険料引下げ」等へ向けた取組を進める。

#### ＜具体的施策＞

##### ○経済界に対する賃金引上げの要請

##### ○雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組

- ・雇用保険の保険料については、平成 21 年度の 1 年間に限り、0.4%の範囲内の幅（現行 1.2%）で引き下げることについて、セーフティネット機能の強化等と併せ、関係審議会において労使と十分協議した上で検討、結論